

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。これより令和3年8月臨時会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。令和3年8月3日付けで、令和クラブ会長菅野修一議員から、菅野喜昭議員が会派を離脱した旨の届出がありましたので、会派及び各派代表者会内規第2条第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

本日の会議は議事日程第1号によって進めます。

まず日程第1、議席の変更を議題といたします。このたび、議員の所属会派の離脱により、議席を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を、事務局長をして、朗読いたさせます。

◎事務局長(横沢康子君)

命によりまして、朗読いたします。

議席番号3番 菅野喜昭議員は11番に、4番 安井一義議員は3番に、5番 大類好彦議員は4番に、6番 奥山格議員は12番に、7番 青野隆一議員は13番に、8番 鈴木由美子議員は14番に、9番 和田哲議員は10番に、10番 小関英子議員は5番に、11番 塩原未知子議員は6番に、12番 伊藤浩議員は7番に、13番 鈴木裕雅議員は8番に、14番 鈴木清議員は9番に、それぞれ変更するものであります。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

お諮りいたします。ただ今朗読したとおり、議席を変更することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、朗読したとおり、議席を変更することに決しました。

それでは、ただ今変更いたしました議席に、それぞれ着席願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時06分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番 奥山格議員、13番 青野隆一議員、14番 鈴木由

美子議員、以上の3名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定を議題といたします。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青野隆一 議員 登壇〕

◎13番(青野隆一議員)

議会運営委員会の審査の結果について、ご報告申し上げます。

去る7月21日招集告示になりました今臨時会に係る議会運営委員会を、7月28日午前10時から、市役所会議室において開催いたし、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行ったところであります。

その結果、今臨時会の会期につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日1日とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長(大類好彦議員)

お諮りいたします。今臨時会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましてとおり、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日とすることに決しました。

次に日程第4、諸般の報告であります。この際、事務局長をして、報告いたさせます。

◎事務局長(横沢康子君)

命によりまして、ご報告申し上げます。

先に配付いたしました議案書等綴りの後ろのほうに関係書類がございますので、ご参照願います。

最初に、令和3年6月25日付け及び7月20日付けで、監査委員より議長宛てに、6月及び7月に実施しました例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。

その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、令和3年7月16日付けで、市長から議長宛てに、地方自治法第180条第2項の規定により、損害賠償について専決いたしました旨の報告がありました。

その写しを配布いたしておりますので、ご参照願います。

以上で、報告を終わります。

◎議長（大類好彦議員）

以上で諸般の報告を終わります。

ここで副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

〔副議長と交代〕

休憩 午前10時11分

再開 午前10時13分

◎副議長（伊藤浩議員）

再開いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。

それでは日程第5、議長辞職の件を議題といたします。この際、大類好彦議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので退席を求めます。

〔大類好彦議員 退席〕

◎副議長（伊藤浩議員）

大類好彦議員から議長の辞職願が提出されております。その辞職願を事務局長をして、朗読いたさせます。

◎事務局長（横沢康子君）

命によりまして、朗読いたします。

『辞職願。私儀、今般都合により令和3年8月5日付けをもって議長を辞職いたしたいので、許可されるようお願い出ます。令和3年7月28日、尾花沢市議会副議長伊藤浩殿、尾花沢市議会議長大類好彦。』以上であります。

◎副議長（伊藤浩議員）

お諮りいたします。ただ今、事務局長が朗読いたしましたとおり、大類好彦議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎副議長（伊藤浩議員）

ご異議なしと認めます。よって、大類好彦議員の議長の辞職を許可することに決しました。

大類好彦議員の復席を求めます。

〔大類好彦議員 復席〕

◎副議長（伊藤浩議員）

ただ今議長が欠けました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更をして、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎副議長（伊藤浩議員）

ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行うことに決しました。なお、日程の追加により、以下順次日程が繰り下がりますので、ご了承願います。

これより日程第6、議長の選挙を行います。

議長の選挙の方法については、投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎副議長（伊藤浩議員）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、投票によることに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時17分

◎副議長（伊藤浩議員）

再開いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎副議長（伊藤浩議員）

ただ今の出席議員は14名であります。投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

◎副議長（伊藤浩議員）

投票用紙の配付もれは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副議長（伊藤浩議員）

配付もれ、なしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎副議長（伊藤浩議員）

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。点呼に応じて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。これより、事務局長に点呼を命じます。

◎事務局長（横沢康子君）

命によりまして点呼を行います。点呼の前に、投票方法について再度ご説明申し上げます。

ただ今、お手元に投票用紙1枚を配付いたしました。これから行う議長の選挙は、公職選挙法を準用して行い、単記無記名でありますので、投票用紙に投票する被選挙人の氏名を1名だけ記載していただきます。2名以上記載した場合、また被選挙人を特定できない投票は無効となりますのでご注意願います。

それでは、お名前をお呼びいたしますので、順次、投票記載所でご記入の上、投票箱に投票されるようお願いいたします。

これより点呼を行います。1番 菅野修一議員。2番 星川薫議員。3番 安井一義議員。4番 大類好彦議員。5番 小関英子議員。6番 塩原未知子議員。7番 伊藤浩議員。8番 鈴木裕雅議員。9番 鈴木清議員。10番 和田哲議員。11番 菅野喜昭議員。12番 奥山格議員。13番 青野隆一議員。14番 鈴木由美子議員。以上で、点呼を終わります。

◎副議長（伊藤 浩 議員）

投票もれはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副議長（伊藤 浩 議員）

投票もれ、なしと認めます。投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎副議長（伊藤 浩 議員）

これより、開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に3番 安井一義議員、9番 鈴木清議員、14番 鈴木由美子議員、以上の3名を指名いたします。

開票を命じます。立会人の立会いを願います。

〔開票〕

◎副議長（伊藤 浩 議員）

選挙の結果を報告いたします。投票総数14票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票11票、無効投票3票。有効投票中、青野隆一議員6票、大類好彦議員5票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票であります。よって、青野隆一議員が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました青野隆一議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。それでは、議長に当選されました青野隆一議員より、就任のごあいさつをお願いいたします。

〔青野隆一 議員 登壇〕

◎議長（青野 隆一 議員）

ただ今、投票によりまして新議長に選任をさせていただきました。皆様方に御礼と感謝を申し上げたいと思います。

今尾花沢市では、人口減少など、大変課題が山積しております。我々市議会も二元代表制の観点からしても、単なる監視機能、チェック機能ではなくて、これからは尾花沢市をどうしていくのか、そういった大

きな意味で、政策、提言能力も大きく問われてきているというふうに思います。この2年間、大類議長、そして伊藤浩副議長を中心として、議会改革が進められてまいりました。やはりこれから尾花沢市議会、また市民に開かれた議会、そしてまた市民に期待される議会、そういったふうに大きく変わっていかねばならないというふうに思います。私非常に微力ではございますけれども、今申し上げましたように議会改革の灯をさらに継承、発展をさせながら、議員の皆様方のお力をいただき、ワンチームとなって、この改革を進めてまいりたいというふうに思っています。

そうした意味で、議員の皆様はもとより、菅根市長をはじめ執行部の皆さんからも、多大なるご指導、ご鞭撻をいただきながら、職務を全うしていきたいという覚悟でございます。本日は誠にありがとうございます。

◎副議長（伊藤 浩 議員）

それでは、議長と交代いたします。ご協力誠にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

〔議長交代〕

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

◎議長（青野 隆一 議員）

再開いたします。

次に、日程第7、副議長辞職の件を議題といたします。この際、伊藤浩議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので退席を求めます。

〔伊藤 浩議員 退席〕

◎議長（青野 隆一 議員）

伊藤浩議員から副議長の辞職願が提出されております。その辞職願を事務局長をして、朗読いたさせます。

◎事務局長（横 沢 康子 君）

命によりまして、朗読いたします。

『辞職願。私儀、今般都合により、令和3年8月5日付けをもって副議長を辞職いたしたいので、許可されるようお願い出ます。令和3年7月28日、尾花沢市議会議長大類好彦殿、尾花沢市議会副議長伊藤浩。』以上であります。

◎議長（青野 隆一 議員）

お諮りいたします。ただ今、事務局長が朗読したとおり、伊藤浩議員の副議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、伊藤浩議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

伊藤浩議員の復席を求めます。

〔伊藤浩議員復席〕

◎議長（青野隆一議員）

ただ今副議長が欠けました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行うことに決しました。なお、日程の追加により、以下順次日程が繰り下がりますので、ご了承願います。

これより日程第8、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙の方法については、投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、投票によることに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎議長（青野隆一議員）

ただ今の出席議員は14名であります。投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

◎議長（青野隆一議員）

投票用紙の配付もれは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

配付もれ、なしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎議長（青野隆一議員）

異常なしと認めます。

この際、念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。点呼に応じて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。これより、事務局長に点呼を命じます。

◎事務局長（横沢康子君）

命によりまして点呼を行います。投票方法については、先ほどの議長選挙と同様であります。

これより点呼を行います。1番 菅野修一議員。2番 星川薫議員。3番 安井一義議員。4番 大類好彦議員。5番 小関英子議員。6番 塩原未知子議員。7番 伊藤浩議員。8番 鈴木裕雅議員。9番 鈴木清議員。10番 和田哲議員。11番 菅野喜昭議員。12番 奥山格議員。13番 青野隆一議員。14番 鈴木由美子議員。以上で、点呼を終わります。

◎議長（青野隆一議員）

投票もれはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

投票もれ、なしと認めます。投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

◎議長（青野隆一議員）

これより、開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に3番 安井一義議員、9番 鈴木清議員、14番 鈴木由美子議員、以上の3名を指名いたします。

開票を命じます。立会人の立会いを願います。

〔開票〕

◎議長（青野隆一議員）

選挙の結果を報告いたします。投票総数14票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票14票、無効投票0票。有効投票中、塩原未知子議員13票、小関英子議員1票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、塩原未知子議員が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました塩原未知子議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。それでは、副議長に当選されました塩原未知子議員より、就任のごあいさつをお願いいたします。

〔塩原未知子議員登壇〕

◎副議長（塩原未知子議員）

皆様、先ほど選んでいただきまして、ありがとうございます。これから、議長を補佐し、議会改革を実りあるものになりますように進めてまいりますので、どうぞご協力、ご指導よろしく願います。簡単ですけれども、あいさつをこれで終わります。ありがとうございます。

◎議長（青野隆一議員）

この際、申し上げます。議長の選挙に伴い、議席の一部を変更したいと思っております。

お諮りいたします。13番 青野隆一議員を14番に、

14番 鈴木由美子議員を13番にそれぞれ変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、13番 青野隆一議員を14番に、14番 鈴木由美子議員を13番に、それぞれ変更することに決しました。

それではただ今決定いたしました議席にご着席願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分  
再開 午前11時13分

◎議長(青野隆一議員)

再開いたします。

次に、日程第9、常任委員会委員の選任を行います。常任委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名いたしたいと思っております。この際、事務局長をして委員会名と所属議員の氏名を朗読いたさせます。

◎事務局長(横沢康子君)

命によりまして、常任委員会名と所属議員の氏名を朗読いたします。

総務文教常任委員会委員に、2番 星川薫議員、4番 大類好彦議員、8番 鈴木裕雅議員、9番 鈴木清議員、11番 菅野喜昭議員、12番 奥山格議員、14番 青野隆一議員。産業厚生常任委員会委員に、1番 菅野修一議員、3番 安井一義議員、5番 小関英子議員、6番 塩原未知子議員、7番 伊藤浩議員、10番 和田哲議員、13番 鈴木由美子議員。

以上で朗読を終わります。

◎議長(青野隆一議員)

お諮りいたします。ただ今の事務局長朗読のとおり指名することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしましたとおり、それぞれの委員に選任することに決しました。

次に、日程第10、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長から指名いたしたいと思っております。

この際、事務局長をして所属議員の氏名を朗読いたさせます。

◎事務局長(横沢康子君)

命によりまして、議会運営委員会委員の氏名を朗読いたします。

議会運営委員会委員に、2番 星川薫議員、3番 安井一義議員、7番 伊藤浩議員、8番 鈴木裕雅議員、9番 鈴木清議員、12番 奥山格議員。

以上で朗読を終わります。

◎議長(青野隆一議員)

お諮りいたします。ただ今の事務局長朗読のとおり、指名することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決しました。

これより、委員会条例第10条第1項の規定により、委員長、副委員長の互選のため、各常任委員会並びに議会運営委員会が開催されます。

なお、日程等について事務局長より説明いたさせます。

◎事務局長(横沢康子君)

各常任委員会及び議会運営委員会の開催について、日程をご説明申し上げます。

まず、総務文教常任委員会は防災研修室1、産業厚生常任委員会は防災研修室2において、直ちに開催方をお願いいたします。

次に、議会運営委員会につきましては、各常任委員会の終了後に、防災研修室1において開催して下さるようお願いいたします。

なお、本会議の再開は議会運営委員会終了後となります。再開3分前に予鈴をもってお知らせいたしますので、ご承知おきのほどをお願いいたします。

以上で日程の説明を終わります。

◎議長(青野隆一議員)

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分  
再開 午後1時00分

◎議長(青野隆一議員)

再開いたします。

休憩中に各常任委員会並びに議会運営委員会が開かれ、それぞれ委員長、副委員長が互選されましたので、

その結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に8番 鈴木裕雅議員、副委員長に9番 鈴木清議員。産業厚生常任委員会委員長に5番 小関英子議員、副委員長に13番 鈴木由美子議員。

次に、議会運営委員会について申し上げます。委員長に12番 奥山格議員、副委員長に3番 安井一義議員。以上のとおり、それぞれ互選されました。以上で、報告を終わります。

次に、一部事務組合議会議員の選挙を行います。日程第11、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会議員の選挙から、日程第13、北村山公立病院組合議会議員の選挙までの3案件について、一括して選挙を行います。

この際、お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長より指名したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とし、議長より指名することに決しました。

この際、事務局長をして、一部事務組合議会名と選出議員の氏名を朗読いたさせます。

◎事務局長（横沢康子君）

命によりまして、一部事務組合議会議員の氏名を朗読いたします。

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会議員に、1番 菅野修一議員、6番 塩原未知子議員、8番 鈴木裕雅議員、11番 菅野喜昭議員、13番 鈴木由美子議員。

北村山広域行政事務組合議会議員に、2番 星川薫議員、5番 小関英子議員、12番 奥山格議員。

北村山公立病院組合議会議員に、5番 小関英子議員、14番 青野隆一議員。

以上で朗読を終わります。

◎議長（青野隆一議員）

お諮りいたします。ただ今、事務局長より朗読いたしました議員を、それぞれの一部事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました議員が、それぞれの一部事務組合議会議員に当

選されました。ただ今当選されました議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

続いて、議案の上程を行います。

日程第14、議第49号「令和3年度尾花沢市一般会計補正予算（第4号）」から、日程第19、議案第7号「尾花沢市都市計画審議会委員の推薦について」までの6案件を一括上程いたします。

この際、市長より提案理由の説明を求めます。市長〔市長 菅根光雄 君 登壇〕

◎市長（菅根光雄君）

ご苦労様でございます。提案理由の説明に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

今臨時会において、正副議長はじめ、各常任委員会及び議会関連の各役職等が選任され、新たな体制がスタートしました。青野議長、塩原副議長、各常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長へのご就任、おめでとうございます。これまで2年間頑張ってきた大類議員、伊藤議員に、心から敬意を表します。

議員各位には、新体制の下で、これまでの経験を活かし、二元代表制の下、尾花沢市の発展にご協力をお願いいたします。

連日猛暑が続いております。7月23日から始まった東京オリンピックも、残り4日となり、8日に閉幕します。日本選手団から多くのメダリストが誕生し、そのめざましい活躍に私も感動いたしました。次は、8月24日から9月5日までパラリンピックが開催されます。9月4日には、本市出身の太田渉子選手がパラテコンドー58kg超級に出場いたします。太田選手の活躍を祈念し、市民一丸となり応援しましょう。

さて、コロナの感染が第5波となり、県内でも連日感染者が増加してきており、本日も33名となっております。本市のコロナワクチンの接種状況についてですが、7月31日時点で、65歳以上の方々については、1回目が94.7%、2回目は92.7%と県内の市町村と比べても接種率は高く、順調に進んでおります。また9月には希望者への集団接種が終了する予定です。

しかし、全国の多くの地域で新規感染者が急速に増加している状況にあります。議員の皆様も、引き続き感染対策を徹底していただくようお願いいたします。

7月15日には、夏スイカ日本一、尾花沢スイカ出発式が行われ、今年もスイカが最盛期を向かえております。作柄も市場価格も良く、コロナ禍にあっても明るい話題であり安堵しているところです。

それでは、今臨時会に提案いたしました議案の概要

について、ご説明申し上げます。

議第49号「令和3年度尾花沢市一般会計補正予算（第4号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,400万3,000円を追加し、予算の総額を111億1,407万2,000円とするものです。

歳出については、新型コロナウイルスワクチン接種に係る高齢者おもいやりタクシー扶助費及び福祉タクシー扶助費、保育料の段階的負担軽減事業に伴う保育業務委託料、畜産所得向上支援事業費補助金、企業立地促進奨励金を追加するものです。

歳入については、保育料の段階的負担軽減事業に伴うものとして、保育所等利用者負担金を減額し、県支出金である山形県保育料段階的軽減事業交付金を追加するものです。

また、県支出金として、山形県畜産所得向上支援事業費補助金を追加し、繰越金を充当し予算を調製するものです。

議第50号「令和3年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ250万円を追加し、予算の総額を8,673万1,000円とするものです。

歳出については、住宅新築に伴う公共汚水樹設置工事請負費を追加し、歳入については農業集落排水事業費分担金、農業集落排水事業債を追加し、繰越金で予算を調製するものです。

第2表、地方債補正については、公共汚水樹設置事業を追加するものです。

次に、一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第51号「尾花沢市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本市手数料条例の整備を図るため、提案するものです。

議第52号「尾花沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、山形県において、保育料の無償化に向けた段階的負担軽減に関する交付要綱が7月に施行されたことに伴い、本市においても利用者負担の軽減を図るため、提案するものです。

議第53号「尾花沢市花笠高原施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、花笠高原施設のうち、地域食材供給施設を指定管理施設から除き、当該施設の新たな利活用を図るため、提案するものです。

以上が、今臨時会に提案いたしました議案の概要で

ありますが、審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長（青野隆一議員）

次に、議会運営委員長より、議会案の提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 奥山格議員 登壇〕

◎12番（奥山格議員）

議会案1案件を提出するにあたり、提案理由の説明を申し上げます。

議会案第7号「尾花沢市都市計画審議会委員の推薦について」申し上げます。

尾花沢市都市計画審議会条例第4条第1項第1号の規定に基づき、委員を推薦するため、提案するものがあります。

以上が、提案理由であります。本案件に対し、何とぞ、議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎議長（青野隆一議員）

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第20、議第49号「令和3年度尾花沢市一般会計補正予算（第4号）」から、日程第25、議会案第7号「尾花沢市都市計画審議会委員の推薦について」までの6案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、6案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第20、議第49号「令和3年度尾花沢市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これにより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第49号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第49号は、原案

のとおり決しました。

次に、日程第21、議第50号「令和3年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第50号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第50号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第22、議第51号「尾花沢市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これにより、議第51号を採決いたします。本案を原案どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第51号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第23、議第52号「尾花沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第52号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第52号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第24、議第53号「尾花沢市花笠高原施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第53号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第53号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第25、議会案第7号「尾花沢市都市計画審議会委員の推薦について」を議題といたします。

この際、お諮りいたします。本案は、人事案件でありますので、先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議会案第7号を採決いたします。本案を原案どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議会案第7号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第26、「閉会中の継続調査申し出について」を議題といたします。

皆様方のお手元に配付しております申出書のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、所管事務の調査について、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び



議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。慎重なるご審議、誠にありがとうございました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これにて、令和3年8月臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

閉 会 午後1時21分